

○川俣町競争入札心得

平成30年4月1日

告示第27号

(趣旨)

第1条 川俣町が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の借入れ及び購入その他の契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、川俣町財務規則（昭和61年川俣町規則第1号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該入札に係る約款に定めるもののほか、入札公告、指名通知書、仕様書、金額抜き設計書、図面（以下「設計図書等」という。）、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等、契約の方法、入札の条件及びこの心得について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、指定された日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することとし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ確認を受けなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札しなければならない。

4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する次の者を入札代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し

くは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者等は、入札書に記名押印のうえ必要な事項を記載し、契約担当職員の指示に従い入札しなければならない。
- 7 入札参加者等は、工事の請負契約に係る入札の場合、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。
- 8 入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者等が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより町長に申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵便等による発送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札執行者に対し、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札執行者へ直接提示または口頭申出により行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2

2 年法律第 5 4 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 6 条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を当該入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札。ただし、免除された者を除く。
- (3) 郵便等による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした入札
- (6) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭なもの、又は入札書に記名若しくは押印を欠く入札
- (9) 明らかに連合と認められる入札
- (10) 見積内訳書を提出しない者又は不備のある見積内訳書を提出した者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件又は町において特に指定した条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、当該入札場所において、入札者等を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第9条 入札者等のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は1回限りとする。なお、再度入札において落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、再度広告または指名替えなどにより改めて入札を行う。

2 再度の入札を行うとき、次のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない（入札の失格という。）。

(1) 第7条に規定する無効の入札をした者

(2) 最低制限価格より低い価格の入札をした者

(3) 再度の入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者
(契約保証金等)

第 11 条 契約保証金の納付については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第 12 条 落札者は、契約権者が指示する契約書及び添付書類（以下「契約書等」という。）に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、落札決定の日から速やかに契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約権者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書等を提出しなければならない。

(議会の議決を要する契約)

第 13 条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずるものとする。

2 仮契約の相手方が仮契約期間中に、川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成 3 年川俣町訓令第 17 号）が規定した違反事項の事実があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項により仮契約を解除しても、町は一切の責めを負わないものとする。

(建設業退職金共済制度への加入)

第 14 条 町発注工事を落札し、工事請負契約を締結する際は、原則として「建設業退職者共済組合」と、共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書を提出しなければならない。

2 証紙購入額は、当該工事に対応する福島県共通仕様書に規定する方法で算出した額を基準とする。

(異議の申立て)

第 15 条 入札参加者は、入札後、設計図書等、入札の条件及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(共同事業体に関する事項)

第 16 条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構

成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(その他)

第17条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第3号）

この告示は、令和4年2月1日から施行する。